

## 大学生×ふくしま県北魅力体験プロジェクト実施業務委託仕様書（案）

### 1 本仕様書の目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

### 2 業務名

大学生×ふくしま県北魅力体験プロジェクト実施業務

### 3 業務の目的

県北の魅力や暮らし・働き方を伝える体験ツアーを通して、参加者の県北管内への興味・関心を高めることにより関係人口の拡大、移住者の増加を図るとともに、管内在住の大学生が地域の魅力に触れることで、管内への定着・還流につなげる。

※県北：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

### 4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月12日（金）までの期間

### 5 委託業務内容

本事業の実施に当たっては、3に掲げる業務の目的を実現できるよう事業全体に工夫を凝らし、甲と調整の上（1）から（6）までの各項目を実施する。

#### （1）体験ツアーの実施

##### ア 対象者

- （ア）首都圏在住の20～30代本県出身者
- （イ）本県移住に興味・関心がある県外在住若年層等

##### イ 開催時期

令和8年7月から令和9年1月までの期間

##### ウ 実施回数及び募集人数

- （ア）管内8市町村において1泊2日の3コースを設ける。なお、夏、秋、冬にそれぞれ1コースずつ開催すること。

例) ①（伊達市・桑折町・国見町）②（福島市・川俣町）③（二本松市・大玉村・本宮市）

※参考例であり、委託契約後に甲と乙が協議して決定する。

- （イ）1コース当たりの参加者は8名程度とする（合計24名程度）。

- （ウ）1コース当たりの体験は2箇所程度とする（交流も含む）。

※体験は5（1）オ（イ）、交流は5（1）オ（ウ）を指している。

※地域プレーヤーが取り組む事業を体験先として体験と交流を同時に行うことや、体験の2箇所と別に宿泊場所に地域プレーヤーを招いて交流するなど、コースの体験内容を柔軟に検討すること。

## エ 参加費用負担

(ア) 参加者の費用負担は8千円とする。

※コース内の移動費、宿泊費及び昼食代などの体験ツアーに要する費用に充てる。

(イ) 集合場所までの交通費など参加に当たって必要となるその他の経費は参加者の自己負担とする。※各種支援制度の利用は妨げない。

## オ 実施内容

(ア) 本県へ移住を検討している方等を対象に、県北の魅力や暮らし・働き方を体験し、地域プレーヤーとの交流の機会を設ける体験ツアーを実施すること。

(イ) 体験は、果樹収穫体験や田舎暮らしなど、県北地域の魅力や暮らし・働き方が伝わる内容とすること。

(ウ) 体験ツアーの行程では、参加者と地域プレーヤーとして活躍している若者等との交流の機会を設けること。

(エ) 体験ツアーの行程では、コースを設定した市町村によるPRや移住相談等の交流の時間を設けること。

※管内市町村に対しては当局から事前に説明して参加希望を確認する。実施に向けた調整は委託業者が行うこと。

(オ) 体験ツアーの様子は、管内在住大学生が動画等で撮影してSNS等で発信するとともにポータルサイト等にも掲載すること。

## (2) 管内在住大学生の企画参加

### ア 対象者

管内在住の大学生

※主に福島大学2年生を想定しているが、他の大学・学年の参加も妨げない。

### イ 参加時期

契約日から令和9年2月28日(日)までの期間内で必要に応じて参加。

※体験ツアー及び企画・立案の期間を含む。

### ウ 募集人数

1コース当たり5名程度の3コース合計15名程度とする。

## エ 参加費用負担

(ア) スタッフとしての報酬を支払うこと。

※1コースにつき1人当たり10,000円程度とする。

(イ) 参加費用は徴収しない。

※コース内の移動費、宿泊費及び昼食代などの体験ツアーに要する費用は徴収しない。

(ウ) 集合場所までの交通費など参加に当たって必要となるその他の経費は参加者の自己負担とする。

## オ 実施内容

(ア) 体験ツアーのスタッフとして運営側から参加し、体験ツアーの企画・立案に若者の視点を反映させる。

(イ) 体験ツアー当日もスタッフとして同行し、地域の魅力に触れてもらうとともに、地域プレーヤーとして活躍している若者等との交流の機会を設けることで、地域への愛着醸成につなげる。体験の回数や費用はツアー参加者と同様とする。

(ウ) 体験ツアーの企画・立案に若者の視点を反映させるに当たり、大学生に県北地域を知ってもらうワークショップを含め、2回程度のワークショップを開催すること。

### (3) 広報及び参加者募集等

#### ア 広報

(ア) 体験ツアー及び管内在住大学生向けの広報用のチラシ等を作成すること。

(イ) 体験ツアー参加者の確保に向けて、広報に効果的な場所・枚数を提案するとともに、作成したチラシを当該場所へ送付すること。

※管内8市町村の担当窓口（委託者より指示）にも配布すること。

(ウ) 管内在住大学生向けに管内の大学に広報・周知を行うこと。

(エ) 体験ツアー及び管内在住大学生の参加申込みや体験ツアー情報を確認できるポータルサイトを設けること。

(オ) SNS等も活用して対象者に効果的に届くように広報を行うこと。

#### イ 問合せ窓口等の設置

(ア) 参加希望者等の問合せや申込みの受付窓口を設置すること。

(イ) 申込み状況については、随時委託者に報告すること。

(ウ) 参加者等からの問合せに随時回答すること。

### (4) アンケートの実施

参加者に対して、参加したきっかけや感想等についてアンケートを実施し、各回終了後3週間以内に取りまとめて報告すること。

### (5) 費用の支払い

ア 委託料には委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

イ 委託事業の実施に必要となる一切の費用の支払いを行うこと。

ウ 体験ツアー中の移動手段としてバスを手配するとともに、添乗員も同行すること。

エ 地域プレーヤーへの謝礼等は、1箇所当たり30,000円を上限とする。

オ 参加者の体験費用については、1箇所当たり4,000円を上限とする。

カ 宿泊費用については、1人当たり1泊15,000円（2食付き）を上限とする。

キ 体験ツアー実施中に参加者（管内在住の大学生も含む）が傷害等を負った場合や参加者に賠償責任が生じた場合に備え、体験ツアー参加者を補償するための保険に加入すること。

### (6) その他

業務の一部を第三者へ再委託する場合は、再委託先、金額、業務体制などを甲に事前申告し、了解を得ること。なお、個人情報の取扱いを含め再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

## 6 成果品

### (1) 実績報告書（正副本1部ずつ）

以下の内容を記載した報告書を提出すること。なお、開催当日の様子が分かる写真を添付すること。

- ・体験ツアーの実施内容
- ・体験ツアー開催による成果、課題

## (2) 本業務により作成したデータ等

本業務において作成した動画や録画映像、録音した音声、撮影した写真等、一切のデータ等を提出すること。

なお、これらの著作権は、すべて甲に帰属するものとする。

## 7 その他の提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届（別記第1号様式）
- イ 総括責任者通知書（別記第2号様式）
- ウ 実施工程表（任意様式）
- エ 業務実施体制図（任意様式）
- オ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務完了報告書（別記第3号様式）
- イ 委託業務実績報告書（別記第4号様式）
- ウ 収支決算書（任意様式）
- エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 8 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

## 9 その他

- (1) 乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 乙は、甲との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。また、乙は進行状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本業務により制作される成果物の著作権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行に当たり、乙は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (7) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

(8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、乙と甲が協議の上、定めることとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。